

国民年金保険料は追納できます

保険料の免除の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。また、納付猶予の承認を受けた期間は、受給資格期間には反映しますが、年金額の計算には反映されません。

これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。

※追納する場合は、古い月から順に納めなければなりません。

※保険料の免除もしくは納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■平成20年度中に追納する場合の金額(1か月分)

	全額免除	1/4納付 (3/4免除)	1/2納付 (半額免除)	3/3納付 (1/4免除)		全額免除	1/4納付 (3/4免除)	1/2納付 (半額免除)	3/3納付 (1/4免除)
平成10年度分	16,500円				平成15年度分	13,970円			6,980円
平成11年度分	15,950円				平成16年度分	13,770円			6,880円
平成12年度分	15,320円				平成17年度分	13,810円			6,910円
平成13年度分	14,740円				平成18年度分	13,860円	10,390円		6,930円
平成14年度分	14,180円		7,090円		平成19年度分	14,100円	10,570円	7,050円	3,520円

(追納を行うには追納申込書の提出が必要ですので、市民課で手続きしてください。)

■申込・問合せ先 市民課年金係 ☎(内線268、370)

30歳未満で保険料納付が困難な場合 国民年金保険料の若年者納付猶予制度を利用できます

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除や猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

■保険料免除制度 申請者本人のほか配偶者、世帯主の所得が審査の対象となります。一定以上の所得のある親(世帯主)と同居している場合は、本人に所得がなくても申請免除制度を利用できません。

■若年者納付猶予制度 所得が少ない若年層(20歳代)の人が、保険料免除制度を利用することができず、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度です。

①本人と配偶者のみで所得要件を審査します

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です。(申請時期によっては前々年の所得で審査を行う場合があります。)

②障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

障害を負ったときに障害基礎年金を受け取れます。納付猶予の期間は障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。※障害を負った月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

③猶予された期間は年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。満額の年金を受け取るためには、10年以内に保険料を後払い(追納)することができます。

※手続きは市民課年金係へ年金手帳、印鑑をお持ちの上、申請してください。

■申込・問合せ先 市民課年金係 ☎(内線268、370)

国民年金保険料の納付は 「口座振替」が便利です

①保険料を当月末の口座振替(早割)にすると、月々50円割引があります。

②6か月分(4月分～9月分、10月分～翌年3月分)の保険料を口座振替でまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べて半期で980円お得です。(4月分～9月分は4月末に、10月分～翌年3月分は10月末に一括して振替します)

※そのほかにも、翌月末の口座振替、4月～翌年3月までの口座振替による1年前納(4月末振替)もあります。

■申込方法 口座振替納付(変更)申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、市役所年金係または社会保険事務所に提出してください。口座振替納付(変更)申出書は市役所年金係にあります。

クレジットカードによる納付もできます。納付方法は毎月納付、6か月分の前納、1年分の前納があります。保険料額は、現金で納付する場合と同じ額です。希望する場合は、クレジットカード納付(変更)申出書に必要事項を記入・押印し、社会保険事務所へ提出してください。

■問合せ先 市民課年金係 ☎(内線268、370)